

## ○厚生労働省告示第三百八十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

第二号ロ中「又は関節症性乾癬」を「若しくは関節症性乾癬又は中等症若しくは重症の活動期にあるクローン病」に改め、同号に次のように加える。

ワ エプタコグアルファ（活性型）（遺伝子組換え）（グランツマン血小板無力症患者（G P IIb - IIIa 又はH L Aに対する抗体を有する者であって、血小板輸血不応状態にある又はあったものに限る。）の出血傾向の抑制のために投与するものに限る。）

カ ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン（多発性筋炎又は皮膚筋炎による筋力低下（ステロイド剤の投与による効果が不十分な場合に限る。）の改善のために投与するものに限る。）

ヨ 乾燥抗D（R h o）人免疫グロブリン（D（R h o）陰性であって、以前にD（R h o）因子による感作を受けていない者の流産後の同因子による感作の抑制のために投与するものに限る。）